

第 93 回

定時株主総会継続会開催 ご通知



開催日時

2024年8月26日（月曜日）
午前10時



開催場所

東京都港区南麻布一丁目18番4号
当社本店2階会議室

目次

- 第93回定時株主総会継続会開催ご通知
- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書

株 主 各 位

証券コード1807
2024年8月9日
(電子提供措置の開始日 2024年8月2日)

東京都港区南麻布一丁目18番4号
株式会社佐藤渡辺
代表取締役社長
鎌田修治

第93回定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第93回定時株主総会継続会（以下、「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

本継続会の開催に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第93回定時株主総会継続会開催ご通知」として、電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト https://watanabesato.co.jp/ir/shareholder_mtg/



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

本継続会は、2024年6月26日開催の第93回定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただく株主様は、第93回定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

本継続会の目的事項である報告事項につきましては、2024年5月31日付でウェブサイトに掲載しております「第93回定時株主総会招集ご通知」と同一でございます。そのため、株主の皆様へは「第93回定時株主総会継続会開催ご通知」と本継続会出席票を併せてお送りしております。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第93回定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年8月26日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店2階会議室
末尾の「定時株主総会継続会会場ご案内図」をご参照ください。

3. 会議の目的事項

- 報告事項**
- ① 第93期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - ② 第93期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件

以 上

修正に関する事項

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイト修正内容を掲載させていただきます。

第93回定時株主総会継続会開催の経緯

当社は、2024年6月25日付「第93回定時株主総会の『継続会』の開催方針に関するお知らせ」のとおり、2024年6月26日開催の第93回定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）において、報告事項「第93期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件」および「第93期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件」（以下、あわせて「本報告事項」といいます。）に関しまして、本総会において株主の皆様にご報告することができませんでした。

このため、当社は本総会において、本報告事項を目的事項とした本総会の継続会（以下、「本継続会」といいます。）を開催させていただくこと、ならびに本継続会の日時および場所の決定を取締役会にご一任いただくことに関しまして、ご来場の株主様にお諮りし、ご承認いただきました。

このたび、一連の監査手続き等が完了し、本総会での本報告事項についてご報告申しあげる状況が整いましたので、ここに本継続会の開催をご案内させていただきます。

株主の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、賃上げによる個人消費の下支えや政府による各種政策の効果などにより緩やかに回復しているものの、国際情勢が引き続き緊迫化するなか、インフレ抑制のための金融引き締め継続といった不確実性の高い世界経済のもとで、先行きについては依然として不透明な状況が続きました。

道路建設業界におきましては、政府関連予算の執行による堅調な公共投資や民間設備投資の持ち直しにより、建設需要は底堅さを維持したものの、受注競争の激化や人材の不足に加え、資材やエネルギー価格の高騰が継続するなど、今後の経営環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような状況の中で、当社グループは、当連結会計年度を最終年度とする「中期経営計画（2021年度～2023年度）」の数値目標達成に向けてグループ一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、受注高は452億3千3百万円と前年同期比20.2%増となり、売上高は384億円と前年同期比10.8%増となりました。

損益につきましては、工事の施工高は想定よりも伸びなかったものの、採算性が向上したことにより、経常利益は17億6千4百万円と前年同期比148.8%増となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は12億2百万円と前年同期比169.2%増となりました。

部門別の事業の概況は以下のとおりであります。

当連結会計年度の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工 事 部 門	舗 装	13,027,664	34,030,105	27,828,802	19,228,967
	土 木 等	2,203,440	6,534,462	5,902,084	2,835,817
	計	15,231,105	40,564,567	33,730,887	22,064,785
製品等販売部門		—	4,669,364	4,669,364	—
合 計		15,231,105	45,233,931	38,400,251	22,064,785

(工事部門)

当連結会計年度の受注高は405億6千4百万円（前年同期比22.5%増）となりました。また、完成工事高は337億3千万円（前年同期比11.8%増）となり、次期繰越高は220億6千4百万円（前年同期比44.9%増）となりました。

主な受注工事

発注者	工事名	工事場所
中日本高速道路（株）	新東名高速道路 谷ヶ山トンネル～新御殿場 I C間コンクリート舗装版工事	静岡県
東京港埠頭（株）	令和5年度青海埠頭ヤード改修工事（第1期）	東京都
東日本高速道路（株）	東北自動車道 R6青森管内舗装補修工事	青森県
西日本高速道路（株）	令和5年度九州自動車道 北九州高速道路事務所管内舗装補修工事	福岡県
アートバンライン（株）	（仮称）AVL 広島支店新築工事	広島県

主な完成工事

発注者	工事名	工事場所
中日本高速道路（株）	新名神高速道路 甲賀土山地区6車線化工事	滋賀県
東京港埠頭（株）	令和4年度 外貿埠頭ヤード舗装及びその他補修工事	東京都
東日本高速道路（株）	東北自動車道 菅生スマートIC舗装工事	宮城県
国土交通省北陸地方整備局	R3・4新屋地区舗装その2工事	富山県
首都高速道路（株）	(修) 舗装改修工事2021-2-1	東京都

(製品等販売部門)

当連結会計年度の売上高は46億6千9百万円（前年同期比3.8%増）となりました。

(2) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資については、合材工場の機械設備や機械センターの工事中機械などの拡充更新および老朽化した事業所の建替え等を中心に投資を行い、その総額は約3億6千万円であります。

(4) 対処すべき課題

道路建設業界におきましては、公共投資や民間設備投資は引き続き堅調に推移することが見込まれるものの、受注環境が一段と厳しくなることも懸念されます。また、原材料価格の高騰や人材需要の高まりなどによる建設コストの上昇に加え、建設業においても時間外労働の上限規制が適用されるなど、今後の経営環境は引き続き予断を許さない状況にあります。

このような環境のもと、当社グループは、変革と学習文化の醸成および持続可能性への取り組みをテーマとする「佐藤渡辺グループ中期経営計画（2024～2026年度）」を新たに策定し、数値目標の達成に向け、グループ一丸となって取り組んでまいります。経営信条である「社会の求めるものに応えることを通し、社会に奉仕する。」を実践することにより、すべてのステークホルダーから信頼されるよう、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 90 期	第 91 期	第 92 期	第 93 期 (当連結会計年度)
受 注 高	37,843,806	36,459,075	37,616,914	45,233,931
売 上 高	39,918,978	37,452,224	34,656,611	38,400,251
経 常 利 益	2,890,494	2,569,008	709,350	1,764,662
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,844,514	1,728,339	446,673	1,202,609
1株当たり当期純利益	590.67円	594.21円	146.69円	391.04円
総 資 産 額	32,378,593	32,632,900	32,276,813	35,132,383
純 資 産 額	17,947,521	19,107,464	19,354,289	21,140,626
1株当たり純資産額	5,746.46円	6,265.44円	6,323.17円	6,774.74円

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 3. 第91期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第91期以降の財産および損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 千円	議決権比率 %	主要な事業内容
拓 神 建 設 株 式 会 社	40,000	100.0	道路舗装工事請負業
株 式 会 社 弘 永 舗 道	45,000	78.1	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造および販売業
株 式 会 社 創 誠	10,000	100.0	道路舗装工事請負業
あすなろ道路株式会社	80,000	100.0	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造および販売業
小石川建設株式会社	20,000	100.0	道路舗装工事請負業

③ その他

当連結会計年度より、前連結会計年度まで非連結子会社であった小石川建設株式会社は、重要性が増したため、連結子会社としております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、建設業法による許可を受け、主に舗装工事、土木工事等の請負ならびにこれらに関連する事業を行うほか、アスファルト合材等の製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所等

① 当社

本 店 東京都港区南麻布一丁目18番4号

支 店 東北支店（宮城県仙台市）、関東支店（東京都港区）
施設工事支店（東京都港区）、中部支店（愛知県名古屋市）
北陸支店（富山県富山市）、近畿支店（大阪府大阪市）
中国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）
九州支店（福岡県糟屋郡新宮町）

技術研究所（茨城県稲敷郡美浦村）

② 重要な子会社

拓神建設株式会社（神奈川県横浜市）、株式会社弘永舗道（青森県弘前市）

株式会社創誠（福島県石川郡石川町）、あすなろ道路株式会社（北海道札幌市）

小石川建設株式会社（東京都練馬区）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
552名	(減) 11名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
497名	(減) 20名	44.8歳	20.2年

(注) 上記従業員数には他社への出向者7名と臨時従業員の140名は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社りそな銀行	40,870千円

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 12,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 (自己株式を除く) | 3,108,651株 |
| 自己株式 | 87,049株 |
| (3) 株 主 数 | 1,232名 |
| (4) 上位10名の株主 | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 忠 泰	390 ^{千株}	12.6%
有 限 会 社 創 翔	331	10.7
佐 藤 工 業 株 式 会 社	290	9.3
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社	241	7.8
株 式 会 社 ア ス 力	196	6.3
U B E 三 菱 セ メ ン ト 株 式 会 社	161	5.2
佐 藤 渡 辺 従 業 員 持 株 会	113	3.7
常 盤 工 業 株 式 会 社	105	3.4
内 藤 征 吾	91	2.9
東 亜 建 設 工 業 株 式 会 社	62	2.0

(注) 当社は、自己株式87千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

	株 式 数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	6,427 株	4 名
社外取締役	—	—
監査役	—	—
執行役員	5,724	11

(6) その他株式に関する重要な事項

① 株式の分割

当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたします。上記株式数につきましては、基準日が2024年5月31日であるため、当該株式分割前のものとなっております。

② 譲渡制限付株式インセンティブとしての自己株式の処分

当社は、2023年8月9日開催の取締役会決議に基づき、当社の従業員に対し、持株会を通じて譲渡制限付株式を付与する制度を導入し、本制度に基づき、2023年11月30日付で佐藤渡辺従業員持株会に対し、当社普通株式48,610株の自己株式の処分を行っております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

当社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	石井直孝	—
代表取締役	池田政人	工事本部長
取締役	林肇	営業本部長
取締役	金井義治	管理本部長兼経営企画室長
取締役	横山和彦	河西工業株式会社社外取締役
取締役	古川裕二	公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長 ソーダニッカ株式会社社外取締役
常勤監査役	山本出	—
監査役	石原祥子	税理士
監査役	久保義人	弁護士

- (注) 1. 取締役横山和彦および取締役古川裕二の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、監査役石原祥子および監査役久保義人の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役石原祥子氏は税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役久保義人氏は弁護士として企業法務および税務に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

(3) 会社の役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料は当社が全額負担しております。

当該保険契約の内容は、被保険者が株主や第三者から損害賠償請求がなされた場合に係る損害賠償金および訴訟費用等を補填するものであります。

なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意または犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等に係る決定方針については、2021年4月22日開催の取締役会において決定方針を以下のとおり決議しております。

- ・ 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上および業績に対するモチベーションアップを主眼とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。
- ・ 基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて経営内容、社会的水準、従業員給与とのバランスも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。
- ・ 業績連動報酬（賞与）は、経常的に利益を確保することの重要性から経常利益を指標とした金銭報酬とし、各事業年度の経常利益の達成度に応じて、固定基準額に「役員報酬内規」に定められた係数を乗じて算出された額を賞与として毎年一定の時期に支給する。

- ・非金銭報酬等は譲渡制限付株式とし、取締役に対する月例の固定報酬を基準として、これに一定の係数を乗じることで、各対象者に支給する金銭債権額を決定し、この金銭債権額を現物出資の方法で給付することと引き換えに、譲渡制限付株式を割り当てることとする。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間2億円以内と定められております。(ただし、使用人分給与は含まない) 当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は13名(うち、社外取締役は0名)です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2021年6月29日開催の第90回定時株主総会の決議により、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額を年間4千万円以内(社外取締役は付与対象外)と定められております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役2名)です。

当社の監査役の金銭報酬の額は、1992年6月24日開催の第61回定時株主総会の決議により年間3千万円以内と定められております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法に関する事項

基本報酬の個人別の報酬等の額の決定については、毎年、定時株主総会後に開催される定時取締役会において、決定方針との整合性等を審議し、決定方針に沿うものであるかを判断して決議しております。

また、業績連動報酬(賞与)の個人別の報酬等の額の決定については、毎年4月に開催する定時取締役会において、前事業年度の経常利益の達成度、決定方針との整合性等を審議し、決定方針に沿うものであるかを判断して決議し、毎年一定の時期に支給しております。

非金銭報酬等である株式報酬の個人別の決定については、毎年、定時株主総会後に開催される定時取締役会により決議しております。

④ 取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	対象となる 役員の員数	報酬等の種類別の額(百万円)			報酬等の額 (百万円)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (うち、社外取締役)	6名 (2名)	79 (15)	21 (-)	12 (-)	113 (15)
監査役 (うち、社外監査役)	3名 (2名)	14 (6)	- (-)	- (-)	14 (6)
合計	9名 (4名)	94 (21)	21 (-)	12 (-)	128 (21)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬である賞与に係る指標は、経常に利益を確保することの重要性から経常利益としており、報酬の額は、経常利益の達成度に応じて固定基準額に「役員報酬内規」に定めた係数を乗じた金額としております。なお、当事業年度における経常利益の目標は19億円で、実績は16億5千9百万円であります。
3. 非金銭報酬として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容は①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項、その交付状況は2.会社の株式に関する事項 (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職先と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職先および地位	当社との関係
取締役	横山和彦	河西工業株式会社社外取締役	特別な利害関係はありません。
取締役	古川裕二	公益財団法人りそな中小企業振興財団理事長 ソーダニッカ株式会社社外取締役	特別な利害関係はありません。 特別な利害関係はありません。
監査役	石原祥子	税理士法人いしはら会計事務所代表社員	特別な利害関係はありません。
監査役	久保義人	港の見える法律事務所パートナー弁護士	特別な利害関係はありません。

② 当事業年度における活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役（非常勤）	横山和彦	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かした発言を適宜行っております。また、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たしております。
社外取締役（非常勤）	古川裕二	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、金融業界における豊富な経験に基づく高い見識を活かした発言を適宜行っております。また、社外取締役として取締役会の重要な意思決定を通じた経営の監督や会社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る助言等、重要な役割を果たしております。
社外監査役（非常勤）	石原祥子	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。
社外監査役（非常勤）	久保義人	当事業年度開催の取締役会14回のすべてに出席し、また、監査役会14回のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①	報酬等の額	40,000千円
②	当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の処分に関する事項

金融庁が2023年12月26日付で発表した業務停止処分の概要

① 処分対象

太陽有限責任監査法人

② 処分内容

契約の新規の締結に関する業務の停止3ヶ月（2024年1月1日から3月31日まで。ただし、既に監査契約を締結している被監査会社について、監査契約の期間更新や上場したことに伴う契約の新規の締結を除く。）

③ 処分理由

他社の訂正報告書等の監査において、同監査法人の社員である2名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものと証明したため。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 当社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款および社会規範を遵守した行動をとるための行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規定を定めております。また、その徹底を図るため、役職者教育等を行います。内部監査部門は、それぞれの担当部署と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取締役会および監査役会に報告されるものとしております。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る文書を適切に管理・保存しております。また、情報の管理につきましては「情報システム管理規程」に基づき、安全性の確保に努めております。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティおよび輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

(4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は経営に関する重要な意思決定機能および業務執行の監督機能を担い、業務執行機能を執行役員が担うことで、権限および責任を明確化し、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進しております。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、子会社管理規程に基づき子会社の業務執行を管理し、子会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価することで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会はグループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、職務の執行が効率的に行われるための規程を整備しております。また、本社経営企画室は、グループの事業に関して横断的に推進し、管理しております。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社にも当社の行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(6) 当社の監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

(7) 当社の監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 当社の監査役の監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項

役職員は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応することとしております。

(9) 当社グループの取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役会は、当社グループの取締役および使用人等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づくホットラインへの通報状況およびその内容等をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

(10) 当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

(11) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担しております。

(12) その他当社の監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役会は、代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行っております。取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制

当社の取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況等を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス管理規程」に基づき「コンプライアンス委員会」を開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議したうえで、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役2名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席したうえで開催し、取締役の職務執行を監督しました。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限および責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社の内部監査室は、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店所を対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役および監査役に報告しました。

当社の監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、年14回の監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役および使用人の職務の執行状況を監査しました。

当社の常勤監査役は、取締役および使用人の職務の執行状況を監査するとともに、支店長会議等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方およびその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針としております。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴追センター・弁護士等との緊密な連携関係を構築しております。

※本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
		千円	千円
流 動 資 産	20,937,089	流 動 負 債	10,592,980
現 金 預 金	7,622,969	支払手形・工事未払金等	7,888,012
受取手形・完成工事未収入金等	12,144,688	一年以内返済予定長期借入金	40,870
未 成 工 事 支 出 金	729,802	未 払 法 人 税 等	416,087
そ の 他 の 棚 卸 資 産	244,219	未 払 消 費 税 等	248,545
そ の 他	200,043	未 成 工 事 受 入 金	792,527
貸 倒 引 当 金	△4,634	賞 与 引 当 金	382,874
固 定 資 産	14,195,294	完 成 工 事 補 償 引 当 金	8,824
有 形 固 定 資 産	9,795,981	工 事 損 失 引 当 金	21,000
建 物 ・ 構 築 物	2,945,638	そ の 他	794,236
機 械 装 置 ・ 車 両	596,926	固 定 負 債	3,398,776
工 具 器 具 ・ 備 品	50,680	再評価に係る繰延税金負債	886,522
土 地	5,959,027	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,210,537
建 設 仮 勘 定	86,100	そ の 他	301,716
そ の 他	157,608	負 債 合 計	13,991,757
無 形 固 定 資 産	347,060	純 資 産 の 部	
の れ ん	153,525	株 主 資 本	18,356,689
そ の 他	193,534	資 本 金	1,751,500
投資その他の資産	4,052,252	資 本 剰 余 金	914,450
投 資 有 価 証 券	3,466,299	利 益 剰 余 金	15,940,174
長 期 貸 付 金	25,568	自 己 株 式	△249,435
破 産 更 生 債 権 等	9,370	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	2,703,622
繰 延 税 金 資 産	429,642	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,042,366
そ の 他	129,626	土 地 再 評 価 差 額 金	1,698,058
貸 倒 引 当 金	△8,255	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△36,802
		非 支 配 株 主 持 分	80,314
資 産 合 計	35,132,383	純 資 産 合 計	21,140,626
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,132,383

連結損益計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

科 目	金 額	千円
売上高		38,400,251
売上原価		34,343,872
売上総利益		4,056,378
販売費及び一般管理費		2,405,421
営業利益		1,650,957
営業外収益		128,685
受取利息及び配当金	40,689	
持分法による投資利益	48,623	
その他	39,372	
営業外費用		14,980
支払利息	10,475	
その他	4,504	
経常利益		1,764,662
特別利益		69,039
固定資産売却益	9,752	
抱合せ株式消滅差益	59,286	
特別損失		55,078
固定資産売却損	89	
固定資産除却損	49,971	
減損損失	5,016	
税金等調整前当期純利益		1,778,623
法人税、住民税及び事業税	520,023	
法人税等調整額	54,378	574,402
当期純利益		1,204,221
非支配株主に帰属する当期純利益		1,611
親会社株主に帰属する当期純利益		1,202,609

連結株主資本等変動計算書

(2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,751,500	935,625	15,005,357	△424,180	17,268,303
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△304,840		△304,840
親会社株主に帰属する当期純利益			1,202,609		1,202,609
自己株式の取得				△228	△228
自己株式の処分		△21,175		174,973	153,798
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の増加額			37,047		37,047
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△21,175	934,816	174,745	1,088,386
当 期 末 残 高	1,751,500	914,450	15,940,174	△249,435	18,356,689

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	463,996	1,698,058	△154,771	2,007,284	78,702	19,354,289
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△304,840
親会社株主に帰属する当期純利益						1,202,609
自己株式の取得						△228
自己株式の処分						153,798
連結範囲の変動に伴う利益剰余金の増加額						37,047
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	578,370		117,968	696,338	1,611	697,950
連結会計年度中の変動額合計	578,370	-	117,968	696,338	1,611	1,786,336
当 期 末 残 高	1,042,366	1,698,058	△36,802	2,703,622	80,314	21,140,626

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数および連結子会社の名称

連結子会社の数 5社

連結子会社の名称

拓神建設(株)、(株)弘永舗道、(株)創誠、あすなろ道路(株)、小石川建設(株)

小石川建設株式会社については、従来、非連結子会社としておりましたが、重要性が増したため、当連結会計年度において連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

S Wテクノ(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社または関連会社の数および会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 あすか創建(株)

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称

会社の名称

(非連結子会社)

S Wテクノ(株)

(関連会社)

東舗工業(株)、(株)サルビアアスコン、となみ野アスコン(株)

持分法を適用しなかった理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除いております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準および評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

材料貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 収益および費用の計上基準

当社グループは、建設業法による許可を受け、主に舗装・土木等に係る建設工事の受注、施工ならびにこれらに関連する事業を行うとともに、アスファルト合材およびその関連製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

イ. 工事部門に係る収益認識

当社グループでは、舗装・土木等の建設工事に関し、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法により収益を認識する方法としております。なお、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価について、大規模な工事などは履行義務の充足とは別に契約期間中に段階的に受領し、それ以外の工事については完全に履行義務を充足したのち一定期間後に受領しており、ともに重要な金融要素は含んでおりません。

ロ. 製品等販売部門に係る収益認識

当社グループでは、アスファルト合材等の製造・販売に関し、すべてが国内取引であり、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷した時点で収益を認識しております。

履行義務の対価については、出荷したのち概ね1ヶ月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- ③ ヘッジ会計の方法
イ.ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
ロ.ヘッジ手段とヘッジ対象
金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。
ハ.ヘッジ方針
経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。
ニ.ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ④ のれんの償却方法および償却期間
のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積り、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。

II. 会計上の見積りに関する注記

発生したコストに基づくインプット法に基づいて計上した完成工事高

- ・当連結会計年度の完成工事高のうち発生したコストに基づくインプット法によるもの
17,899,080千円

- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

舗装・土木等の建設工事に関する収益計上について、期間がごく短い工事を除き、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法に基づき収益を認識する方法を適用しております。

適用に当たり、工事収益総額、工事原価総額および当連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積り、収益を計上しております。

当連結会計年度末における工事進捗度を合理的に見積る方法として発生したコストに基づくインプット法を採用し、適切に工事進捗度を見積っております。工事収益総額については、工事契約の内容の変更により契約金額が変更される場合があります。

また、工事原価総額については、工事契約ごとの実行予算に基づき見積られますが、その策定に当たり技術的または物質的な要素や仕様に関連する不確実性が存在し、これらの要因は翌連結会計年度の当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

Ⅲ. 追加情報に関する注記

(株式分割)

当社は、2024年3月22日開催の取締役会決議に基づき、2024年6月1日付で株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更を行います。

1. 株式分割の目的

株式を分割することにより、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性を高めるとともに、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2024年5月31日を基準日とし、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有普通株式1株につき、2株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	3,195,700株
②今回の分割により増加する株式数	3,195,700株
③株式分割後の発行済株式総数	6,391,400株
④株式分割後の発行可能株式総数	24,000,000株

(3) 分割の日程

①基準日公告日	2024年5月16日
②基準日	2024年5月31日
③効力発生日	2024年6月1日

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たり純資産額	3,387.37円
1株当たり当期純利益	195.52円

3. その他

(1) 資本金の額の変更

今回の株式分割に際して、資本金の額の変更はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2024年6月1日を効力発生日としておりますので、配当基準日を2024年3月31日とする2024年3月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

IV. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産および担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建物・構築物	1,586,344千円
土地	5,277,243千円
合計	6,863,588千円

(2) 担保に係る債務

一年以内返済予定長期借入金	40,870千円
---------------	----------

2. 有形固定資産の減価償却累計額 14,682,381千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

3. 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日 2002年3月31日

4. 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は73,192千円であります。

5. 期末日満期手形等

連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当連結会計年度の末日は金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形等が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	15,288千円
電子記録債権	3,070千円
支払手形	2,200千円

V. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類および総数

普通株式 3,195,700株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 304,840千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 100円 |
| ③ 基準日 | 2023年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2023年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 466,297千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 150円 |
| ③ 基準日 | 2024年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 2024年6月27日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたします。上記期末配当につきましては、基準日が2024年3月31日であるため、当該株式分割前の株式数を基準として配当いたします。

VI. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されており、当該リスクに関しましては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

長期貸付金は、従業員に対する貸付金であり、毎月残高管理を行っております。

破産更生債権等は、受取手形・完成工事未収入金等の営業債権およびその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権等であり、個別に回収可能額を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税（都道府県民税および市町村民税をいう）および事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼすべてが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に固定資産購入に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、資金計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、担当役員ならびに代表取締役の決裁を受けることとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。詳細につきましては、「(注1)」をご参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形・完成工事未収入金等、支払手形・工事未払金等、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	2,059,469	2,059,469	-
(2) 長期貸付金	25,568	26,557	988
(3) 破産更生債権等	9,370	1,115	△8,255
資産計	2,094,408	2,087,141	△7,266
(1) 一年以内返済予定長期借入金	40,870	40,870	-
負債計	40,870	40,870	-

(注1) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	80,277
関係会社株式	1,326,552

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (1) 投資有価証券」には含めておりません。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
受取手形・完成工事未収入金等	12,144,688	-	-	-
長期貸付金	-	25,568	-	-
合計	12,144,688	25,568	-	-

(注) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注3) 借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
長期借入金	40,870	-	-	-

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他の有価証券				
株式	2,059,469	—	—	2,059,469
資産計	2,059,469	—	—	2,059,469

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産および金融負債

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	26,557	—	26,557
破産更生債権等	—	1,115	—	1,115
資産計	—	27,672	—	27,672
一年以内返済予定長期借入金	—	40,870	—	40,870
負債計	—	40,870	—	40,870

(注) 時価の算定に用いた評価技法およびインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(下記「一年以内返済予定長期借入金」参照)

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

破産更生等債権の時価は、長期貸付金と同様に割引率による見積キャッシュ・フローの割引現在価値、または、担保および保証による回収見込額等を基に割引現在価値法により算定しており、時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要ではないためレベル2の時価に分類しております。

一年以内返済予定長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間および信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(上記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

Ⅶ.収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、建設事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を財またはサービスの移転時期に基づき分解した情報は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	事業の部門別		合計
	工事部門	製品等販売部門	
顧客との契約から生じる収益			
一時点で移転される財またはサービス	15,635,640	4,669,364	20,305,005
一定の期間にわたり移転される財またはサービス	17,899,080	—	17,899,080
(小計)	33,534,721	4,669,364	38,204,085
その他の収益	196,165	—	196,165
外部顧客への売上高 (合計)	33,730,887	4,669,364	38,400,251

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表の「I.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
3. (4) ①収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

3. 当連結会計年度および翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期末残高

当連結会計年度において当社グループにおける顧客との契約から生じた債権、契約資産および契約負債の期末残高は次のとおりであります。連結貸借対照表上、顧客との契約から生じた債権および契約資産は「受取手形・完成工事未収入金等」に、契約負債は「未成工事受入金」に含まれております。

(単位：千円)

	2024年3月31日
顧客との契約から生じた債権	7,905,048
契約資産	4,237,906
契約負債	792,527

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点で契約負債に含まれていた額は、573,018千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2024年3月31日現在、舗装・土木等の建設工事に係る残存履行義務へ配分した取引価格の総額は22,064,785千円であります。
それらは今後、履行義務を充足させることにより、3年以内に収益を認識することを見込んでおります。

Ⅷ. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産および遊休の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
1,520,528	4,050,769

(注) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、固定資産税評価額を合理的に調整して算出しております。

Ⅸ. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 6,774.74円
- 1株当たり当期純利益 391.04円

貸借対照表

(2024年3月31日現在)

資 産 の 部				負 債 の 部					
				千円					千円
流 動 資 産				18,920,254	流 動 負 債				10,089,883
現金	預	金		6,314,388	支 払 手 形			590,226	
受取	手	形		596,284	電 子 記 録 債 務			3,464,904	
電 子 記 録 債 権				897,475	工 事 未 払 金			3,501,563	
完 成 工 事 未 収 入 金				8,897,918	一 年 以 内 返 済 予 定 長 期 借 入 金			40,870	
売 成 工 事 掛 支 出 金				1,082,621	リ ー ス 債 務 金			40,514	
未 材 料 貯 蔵 品				719,936	未 払 費 用			421,037	
短 期 貸 付 金				217,050	未 払 法 人 税 等			157,361	
前 払 の 用 他				12,161	未 払 消 費 税 等			381,924	
				67,245	未 成 工 事 受 入 金			219,438	
				115,172	預 り 金			765,874	
					賞 与 引 当 金			110,288	
固 定 資 産				13,947,154	完 成 工 事 補 償 引 当 金			349,250	
有 形 固 定 資 産				9,497,636	工 事 損 失 引 当 金			6,100	
建 物 ・ 構 築 物				2,873,647	設 備 電 子 記 録 債 務			21,000	
機 械 装 置 ・ 車 両				547,182	そ の 他			10,829	
工 具 器 具 ・ 備 品				44,378	固 定 負 債			3,243,343	
土 地				5,865,903	リ ー ス 債 務 金			124,620	
建 設 仮 勘 定				134,224	長 期 預 り 金			156,000	
無 形 固 定 資 産				187,616	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債			886,522	
ソ フ ト ウ ェ ア				156,610	退 職 給 付 引 当 金			2,072,744	
リ ー ス 資 産				16,033	そ の 他			3,455	
そ の 他				14,972	負 債 合 計			13,333,226	
投 資 其 他 の 資 産				4,261,901	純 資 産 の 部				
投 資 有 価 証 券				2,139,746	株 主 資 本			16,796,344	
関 係 会 社 株 式				1,625,738	資 本 金			1,751,500	
長 期 貸 付 金				25,568	資 本 剰 余 金			914,450	
破 産 更 生 債 権 等				8,614	資 本 準 備 金			600,000	
繰 延 税 金 資 産				358,874	そ の 他 資 本 剰 余 金			314,450	
そ の 他				110,893	利 益 剰 余 金			14,379,829	
貸 倒 引 当 金				△7,535	そ の 他 利 益 剰 余 金			14,379,829	
					繰 越 利 益 剰 余 金			14,379,829	
					自 己 株 式			△249,435	
					評 価 ・ 換 算 差 額 等			2,737,838	
					そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金			1,039,779	
					土 地 再 評 価 差 額 金			1,698,058	
資 産 合 計				32,867,409	純 資 産 合 計			19,534,182	
					負 債 ・ 純 資 産 合 計			32,867,409	

損益計算書

(2023年 4月 1日から
2024年 3月 31日まで)

科 目	金 額	金 額
売 上 高	千円	千円
完成工事高	31,018,158	35,508,126
製品売上高	4,489,968	
売 上 原 価		31,890,786
完成工事原価	27,835,829	
製品売上原価	4,054,956	
売 上 総 利 益		3,617,339
完成工事総利益	3,182,328	
製品売上総利益	435,011	
販売費及び一般管理費		2,109,410
営 業 利 益		1,507,929
営 業 外 収 益		166,021
受取利息及び配当金	128,301	
その他の	37,719	
営 業 外 費 用		14,223
支払利息	9,782	
その他の	4,440	
経 常 利 益		1,659,727
特 別 利 益		69,039
固定資産売却益	9,752	
抱合せ株式消滅差益	59,286	
特 別 損 失		54,988
固定資産除却損失	49,971	
減損損失	5,016	
税 引 前 当 期 純 利 益		1,673,779
法人税、住民税及び事業税		466,252
法人税等調整額		45,760
当 期 純 利 益		1,161,765

株主資本等変動計算書

(2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月 31日まで)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,751,500	600,000	335,625	935,625
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			△21,175	△21,175
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	-	-	△21,175	△21,175
当 期 末 残 高	1,751,500	600,000	314,450	914,450

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	13,522,904	13,522,904	△424,180	15,785,849
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△304,840	△304,840		△304,840
当 期 純 利 益	1,161,765	1,161,765		1,161,765
自 己 株 式 の 取 得			△228	△228
自 己 株 式 の 処 分			174,973	153,798
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	856,924	856,924	174,745	1,010,494
当 期 末 残 高	14,379,829	14,379,829	△249,435	16,796,344

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	462,797	1,698,058	2,160,856	17,946,706
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△304,840
当 期 純 利 益				1,161,765
自 己 株 式 の 取 得				△228
自 己 株 式 の 処 分				153,798
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	576,982		576,982	576,982
事業年度中の変動額合計	576,982	-	576,982	1,587,476
当 期 末 残 高	1,039,779	1,698,058	2,737,838	19,534,182

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
 - 子会社株式および関連会社株式…移動平均法による原価法
 - その他有価証券
 - 市場価格のない株式等以外のもの ……時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 市場価格のない株式等 ……移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
 - 未成工事支出金……個別法による原価法
 - 材 料 貯 蔵 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- (3) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法を採用しております。なお、耐用年数および残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
 - ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (4) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上しております。
 - ③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。

⑤ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。

(5) 収益および費用の計上基準

当社は、建設業法による許可を受け、主に舗装・土木等に係る建設工事の受注、施工ならびにこれらに関連する事業を行うとともに、アスファルト合材およびその関連製品の製造、販売等の事業活動を展開しております。

① 工事部門に係る収益認識

当社では、舗装・土木等の建設工事に関し、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法により収益を認識する方法としております。

なお、インプット法により履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることはできないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準にて収益を認識し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

② 製品等販売部門に係る収益認識

当社では、アスファルト合材等の製造・販売に関し、すべてが国内取引であり、出荷時から当該商品または製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間であるため、出荷した時点で収益を認識しております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。

③ ヘッジ方針

経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

発生したコストに基づくインプット法に基づいて計上した完成工事高

- ・当事業年度の完成工事高のうち発生したコストに基づくインプット法によるもの
16,944,789千円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報
連結注記表と同一のため、記載を省略しております。

3. 追加情報に関する注記

株式分割を理解するための基礎となる情報は、連結注記表と同一ため、記載を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

担保に供している資産

建 物・構築物	1,586,344千円
土 地	5,277,243千円
合 計	6,863,588千円

担保に係る債務

一年以内返済予定長期借入金	40,870千円
---------------	----------

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

13,625,402千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

- (3) 事業用土地再評価
 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。
- ① 再評価の方法
 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法
- ② 再評価を行った年月日 2002年3月31日
- (4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務
- | | |
|--------|-----------|
| 短期金銭債権 | 148,169千円 |
| 短期金銭債務 | 60,743千円 |
- (5) 棚卸資産
 工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。
 損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は73,192千円であります。
- (6) 期末日満期手形等
 期末日満期手形等の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。なお、当事業年度の末日は金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等が期末残高に含まれております。
- | | |
|--------|----------|
| 受取手形 | 14,288千円 |
| 電子記録債権 | 3,070千円 |

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
関係会社に対する売上高	614,265千円
関係会社に対する仕入高	334,155千円
関係会社との営業取引以外の取引	88,117千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類および株式数

普通株式

87,049株

当社は、2024年6月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を実施いたします。上記株式数につきましては、基準日が2024年5月31日であるため、当該株式分割前のものとなっております。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の繰入超過、賞与引当金の繰入超過等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等でありませ

ず。
なお、貸借対照表の繰延税金資産は、評価性引当額339,178千円を控除して計上しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員および個人主要株主等

属性	会社等の名称 または氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
主要株主(個人) およびその近親 者が議決権の過 半数を所有して いる会社等	泰平産業株 (注2)	(被所有) 直接1.6	当社の損害保険 の代理店	損害保険取引 (注1)	30,615	未払金および 工事未払金	1,203
役員および近親 者が議決権の過 半数を所有して いる会社等	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) 保険料等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当社会長の渡邊忠泰氏が議決権の90.0%を直接保有しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表の「Ⅶ. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	6,283.81円
2. 1株当たり当期純利益	377.76円

~~~~~  
※本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社 佐藤渡辺  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吹上 剛 ㊞  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作



成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

株式会社佐藤渡辺  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 泉 淳 一 ㊟  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吹 上 剛 ㊟  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の2023年4月1日から2024年3月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第93期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、非常勤社外取締役との定期的な意見交換会を実施するなどの意思疎通、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

取締役会その他重要な会議への対面又はオンライン形式による出席、代表取締役を含む各取締役との面談により、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、当社の取締役会でその経営状況を把握し、子会社の取締役等と対面又はオンライン形式にて意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月29日

株式会社 佐藤渡辺 監査役会

常勤監査役 山本 出 ㊟

監査役 石原 祥子 ㊟

監査役 久保 義人 ㊟

(注) 監査役 石原祥子及び監査役 久保義人は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

# 定時株主総会継続会会場ご案内図

## 開催会場

東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店 2階会議室

TEL : 03 (3453) 7351



## 交通のご案内

都バス、三の橋および仙台坂下バス停から当社までは、徒歩約3分です。

地下鉄（大江戸線、南北線）、麻布十番駅1番出口から当社までは、徒歩約10分です。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。